

昭和二十八年十二月十八日受領
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質第一号

昭和二十八年十二月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員松平忠久君提出常盤相互銀行不正融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松平忠久君提出常盤相互銀行不正融資に関する質問に対する答弁書

相互銀行に対しては、相互銀行法に基き大蔵省において厳重監督を行い、金融機関の公共性と中小企業金融の専門機関としての使命の達成に遺憾のないよう指導を行っている。従つて若し顧客に対し金融機関としてふさわしくないような行為があるならば、事実を調査の上直ちに是正の措置を講ぜしめることとした。

なお、中小企業金融の円滑化については、中小企業金融機関の育成強化、中小企業金融のための財政資金の確保、中小企業者の信用力の強化等に今後とも格段の努力を重ねてゆきたいと考えている。

右答弁する。